

令和 7 年第 2 回君津市議会定例会

議 案 参 考 資 料

令和 7 年 5 月 3 0 日

君 津 市

令和 7 年第 2 回君津市議会定例会議案参考資料目録

議 案 番 号	資 料 名	頁
議案第 1 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表	1
議案第 2 号	職員の育児休業等に関する条例新旧対照表	3
議案第 3 号	君津市税条例新旧対照表	6
議案第 4 号	君津市手数料徴収条例新旧対照表	1 2
議案第 5 号	君津市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表	1 5
議案第 6 号	君津市久留里観光交流センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表	1 9
議案第 8 号	貸付の相手方の概要・旧小糸小学校平面図	2 0
議案第 9 号	市道認定路線図（八重原 2 1 号線）	2 2
議案第 1 0 号	市道認定路線図（八重原 2 2 号線）	2 2
議案第 1 1 号	市道認定路線図（八重原 2 3 号線）	2 2
議案第 1 2 号	市道認定路線図（八重原 2 4 号線）	2 2
議案第 1 3 号	市道変更路線図（八重原 2 0 号線）	2 2
議案第 1 4 号	君津市税条例新旧対照表	2 5
議案第 1 5 号	君津市都市計画税条例新旧対照表	3 2
議案第 1 6 号	君津市国民健康保険税条例新旧対照表	3 4

職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。） 、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2～3 省略 <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第18条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年君津市条例第2号）第13条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>（2） 出生時両立支援制度等の利用に係る請求について申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>（3） 職員の育児休業等に関する条例第13条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u>	(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。） 、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2～3 省略

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの間に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の利用に係る請求について対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の3 省略

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の4 省略

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 省略

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 省略

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（<u>育児休業法第19条第6項において準用する場合を含む。</u>）、第7条、第8条並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> （部分休業をすることができない職員） 第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ</u>_____。）をいう。 （<u>第1号部分休業の承認</u>） 第10条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この条において「第1号部分休業」という。）の承認は</u>_____、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第14条の規定により特別休暇として規則で定める育児時間を承認されている職員（<u>非常勤職員を除く。</u>）に対する<u>第1号部分休業の承認</u>については、1日につき2時間から当該休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業の承認</u>については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項_____、第7条、第8条並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>_____の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（<u>次条において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。</u>）を除く。）をいう。 （<u>部分休業</u>_____の承認） 第10条 <u>部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第14条の規定により特別休暇として規則で定める育児時間を承認されている職員_____に対する<u>部分休業</u>_____の承認については、1日につき2時間から当該休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>_____の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5

時間 4 5 分を減じた時間（以下この項において「当該時間」という。）を超えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間条例第 1 9 条の規定により任命権者が定める育児に係る特別休暇（以下この項において「育児休暇」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から育児休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第 2 号部分休業の承認）

第 1 0 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下この条において「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

（1） 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 1 0 条の 3 育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

（育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第 1 0 の 4 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区

時間 4 5 分を減じた時間（以下この項において「当該時間」という。）を超えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間条例第 1 9 条の規定により任命権者が定める育児に係る特別休暇（以下この項において「育児休暇」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から育児休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第10条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（第12条において「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第11条 職員（会計年度任用職員を除く。）が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（次項において「部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 省略

(部分休業の承認の取消事由)

第12条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第11条 職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 省略

(部分休業の承認の取消事由)

第12条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

改正案	現 行
(公示送達)	(公示送達)
第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を君津市公告式条例（昭和45年君津市条例第2号）第2条に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの</u>の閲覧をすることが</u> <u>できる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u>	第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、 _____ <u>君津市公告式条例（昭和45年君津市条例第2号）第2条に規定する掲示場に<u>掲示して行う</u></u> _____ものとする。
(納税証明事項)	(納税証明事項)
第8条 <u>施行規則</u> _____第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	第8条 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u> 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。
(所得控除)	(所得控除)
第20条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、 <u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u> を、前年の合計所得金額が2，500万円以下である	第20条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額 <u>又は扶養控除額</u> _____を、前年の合計所得金額が2，500万円以下である

所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第28条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の2第1項第3号及び第29条の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」とい

所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第28条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額

の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」とい

う。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第14条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 省略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) 省略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 省略

2～6 省略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第48条に規定する退職手当

う。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第14条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 省略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) 省略

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) 省略

2～6 省略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第48条に規定する退職手当

等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) ～(2) 省略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 省略

2～5 省略

附 則

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第11条の2の2 令和8年4月1日以後に第97条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第97条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第98条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第99条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法に

等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)

_____を有する者

(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) ～(2) 省略

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) 省略

2～5 省略

附 則

より換算した紙巻たばこ（第97条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるものの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第98条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第98条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

君津市手数料徴収条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表第 1（第 2 条）			別表第 1（第 2 条）		
標準事務	手数料を徴収する事務	金額	標準事務	手数料を徴収する事務	金額
1 戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)第 10 条第 1 項及び第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで(これらの規定を同法第 12 条の 2 において準用する場合を含む。)、第 48 条第 1 項及び第 2 項(これらの規定を同法第 117 条において準用する場合を含む。)、第 120 条	(1) 戸籍法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1 通につき 450 円（多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付する場合にあつては、 <u>350 円</u> ）	1 戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)第 10 条第 1 項及び第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで(これらの規定を同法第 12 条の 2 において準用する場合を含む。)、第 48 条第 1 項及び第 2 項(これらの規定を同法第 117 条において準用する場合を含む。)、第 120 条	(1) 戸籍法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1 通につき 450 円（多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付する場合にあつては、 <u>100 円</u> ）
第 12 条の 2 において準用する場合を含む。)、第 48 条第 1 項及び第 2 項(これらの規定を同法第 117 条において準用する場合を含む。)、第 120 条	(2) ～(8) 書略		第 12 条の 2 において準用する場合を含む。)、第 48 条第 1 項及び第 2 項(これらの規定を同法第 117 条において準用する場合を含む。)、第 120 条	(2) ～(8) 省略	

第1項、第120条の2第1項、第120条の3第1項及び第2項、第120条の6第1項並びに第126条の規定に基づく戸籍に関する事務	
2～10	省略
別表第2（第2条）	
手数料を徴収する事務	金額
1～39	省略
40 租税公課についての証明	1通につき300円（多機能端末機により交付する場合にあっては、 <u>200円</u> ）
41～45	省略
46 印鑑についての証明	1通につき300円（多機能端末機により交付する場合にあっては、 <u>200円</u> ）
47～48	省略
49 住民票の写し及び除票の写	1通につき300円（多機能端末機

第1項、第120条の2第1項、第120条の3第1項及び第2項、第120条の6第1項並びに第126条の規定に基づく戸籍に関する事務	
2～10	省略
別表第2（第2条）	
手数料を徴収する事務	金額
1～39	省略
40 租税公課についての証明	1通につき300円（多機能端末機により交付する場合にあっては、 <u>100円</u> ）
41～45	省略
46 印鑑についての証明	1通につき300円（多機能端末機により交付する場合にあっては、 <u>100円</u> ）
47～48	省略
49 住民票の写し及び除票の写	1通につき300円（多機能端末機

しの交付	により交付する場合にあっては、 <u>2 0 0 円</u>)	しの交付	により交付する場合にあっては、 <u>1 0 0 円</u>)
5 0 戸籍の附票の写し及び戸籍 の附票の除票の写しの交付	1 通につき 3 0 0 円 (多機能端末機 により交付する場合にあっては、 <u>2 0 0 円</u>)	5 0 戸籍の附票の写し及び戸籍 の附票の除票の写しの交付	1 通につき 3 0 0 円 (多機能端末機 により交付する場合にあっては、 <u>1 0 0 円</u>)
5 1 ～ 5 5 省略		5 1 ～ 5 5 省略	
備考 省略		備考 省略	

君津市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号_____）第244条の2第1項の規定に基づき、君津市農村環境改善センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>(開館時間)</u> 第4条 改善センターの開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。 (1) <u>日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次条第1号において「休日」という。）</u> <u>午前9時から午後5時まで</u> (2) <u>前号に掲げる日以外の日</u> <u>午後1時から午後9時まで</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>）第244条の2第1項の規定に基づき、君津市農村環境改善センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>(指定管理者による管理)</u> 第4条 <u>市長は、改善センターの設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（市内に事務所等を有するものに限る。）であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にその管理運営を行わせるものとする。</u> <u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u> 第5条 <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u> (1) <u>改善センターの使用の許可及びその取消し、使用の不許可等に関する業務</u> (2) <u>改善センターの使用料の徴収等に関する業務</u> (3) <u>改善センターの管理運営に関する業務</u> (4) <u>改善センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、改善センターの管理運営に関し必要な業務</u> <u>(指定管理者が行う管理の基準)</u>

(休館日)

第5条 改善センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長_____は、必要があると認めるときは、_____臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(1) 月曜日（_____休日に当たるときは、その翌日）

(2) 省略

(使用の許可等)

第6条 改善センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長_____の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長_____は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないことができる。

(1) ～(2) 省略

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第10条第4号に

第6条 指定管理者は、君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年君津市条例第12号）、この条例、この条例に基づく規則、改善センターの管理運営に関し本市と締結した協定その他市長の定めるところにより、改善センターの管理を行わなければならない。

(開館時間)

第7条 改善センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日)

第8条 改善センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 省略

(使用の許可等)

第9条 改善センターの施設等_____を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないことができる。

(1) ～(2) 省略

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第13条第4号に

において「暴力団」という。)の利益になるとき。

(4) 省略

3 市長は、使用の許可に際し、改善センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第7条 省略

(使用料の減免)

第8条 省略

(使用料の還付)

第9条 省略

(使用の許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させ、若しくは制限することができる。

(1) 省略

(2) 使用者が第6条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) ～(5) 省略

(意見聴取)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、第6条第2項第3号又は前条第4号に該当するかどうかについて、千葉県君津警察署長の意見を聴くことができる。

(譲渡等の禁止)

第12条 省略

(原状回復)

において「暴力団」という。)の利益になるとき。

(4) 省略

3 指定管理者は、使用の許可に際し、改善センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第10条 省略

(使用料の減免)

第11条 省略

(使用料の還付)

第12条 省略

(使用の許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させ、若しくは制限することができる。

(1) 省略

(2) 使用者が第9条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) ～(5) 省略

(意見聴取)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、第9条第2項第3号又は前条第4号に該当するかどうかについて、千葉県君津警察署長の意見を聴くことができる。

(譲渡等の禁止)

第15条 省略

(原状回復)

第 13 条 使用者は、その使用が終わったとき又は第 10 条の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに使用した改善センターの施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 14 条 省略

(委任)

第 15 条 省略

別表 (第 7 条)

区分	使用料 (1 時間につき)
<u>農事研修室</u>	<u>5 0 0 円</u>
<u>生活研修室</u>	<u>5 0 0 円</u>
<u>調理実習室</u>	<u>5 0 0 円</u>
<u>農事展示ホール</u>	<u>5 0 0 円</u>
<u>多目的ホール (3 面)</u>	専有する場合にあっては、 <u>1, 0 0 0 円</u> 専有しない場合にあっては、 <u>1 面 4 0 0 円</u>

備考 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。

第 16 条 使用者は、その使用が終わったとき又は第 13 条の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに使用した改善センターの施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 省略

(委任)

第 18 条 省略

別表 (第 10 条)

室名 \ 使用時間	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
<u>農事研修室</u>	<u>1, 0 8 0 円</u>	<u>1, 3 9 0 円</u>	<u>1, 6 1 0 円</u>	<u>3, 2 4 0 円</u>
<u>生活研修室</u>	<u>1, 0 8 0 円</u>	<u>1, 3 9 0 円</u>	<u>1, 6 1 0 円</u>	<u>3, 2 4 0 円</u>
<u>調理実習室</u>	<u>1, 0 8 0 円</u>	<u>1, 3 9 0 円</u>	<u>1, 6 1 0 円</u>	<u>3, 2 4 0 円</u>
<u>農事展示ホール</u>	<u>1, 0 8 0 円</u>	<u>1, 3 9 0 円</u>	<u>1, 6 1 0 円</u>	<u>3, 2 4 0 円</u>
<u>多目的ホール</u>	<u>2, 1 6 0 円</u>	<u>2, 8 0 0 円</u>	<u>3, 2 4 0 円</u>	<u>6, 4 8 0 円</u>

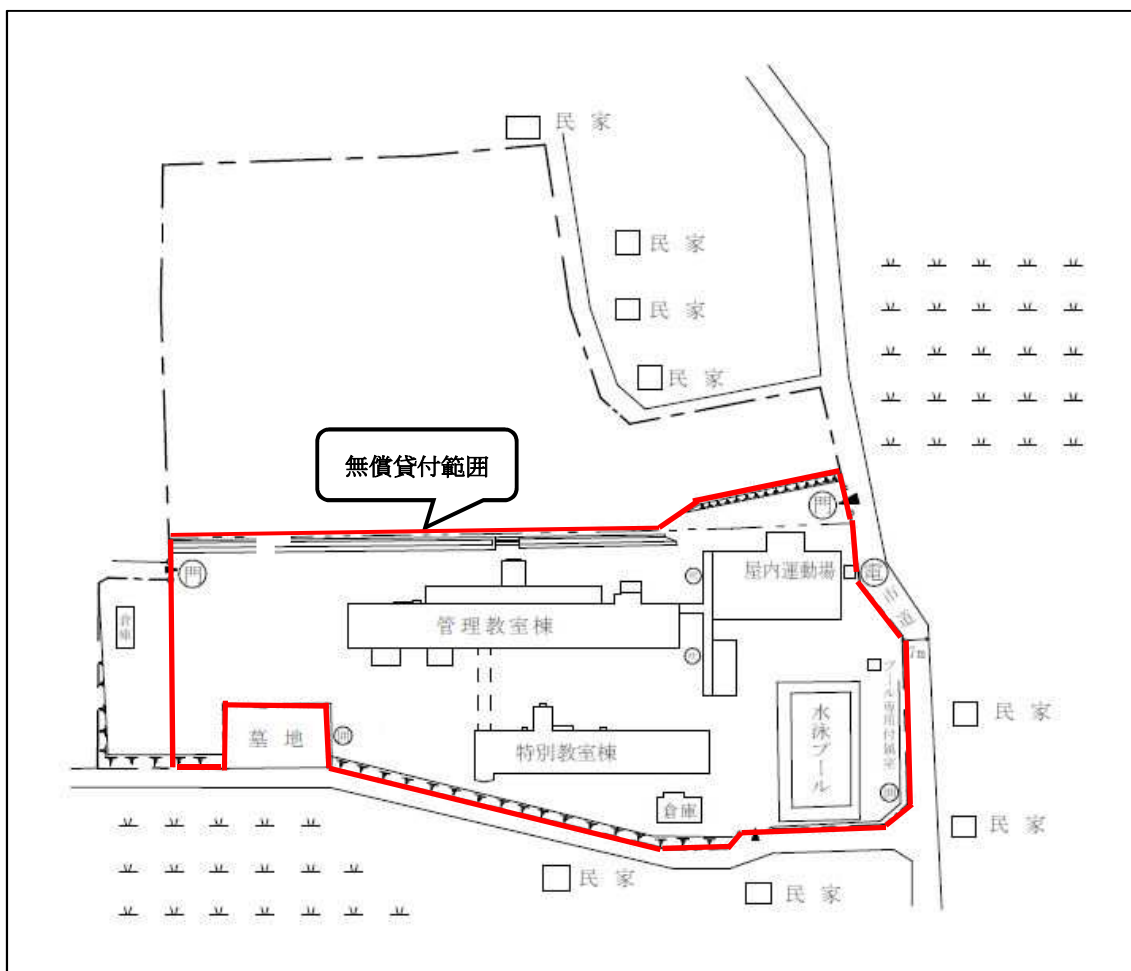
君津市久留里観光交流センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
(開館時間) 第7条 久留里観光交流センターの開館時間は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする</u>。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。 (1) <u>日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次条第1号において「休日」という。）</u> <u>午前10時から午後4時まで</u> (2) <u>前号に掲げる日以外の日</u> <u>午前10時30分から午後4時まで</u> (休館日) 第8条 久留里観光交流センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。 (1) <u>水曜日（</u> <u>休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）</u> (2) 省略	(開館時間) 第7条 久留里観光交流センターの開館時間は、<u>午前9時から午後5時まで</u>とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。 (休館日) 第8条 久留里観光交流センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。 (1) <u>月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u>に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日) (2) 省略

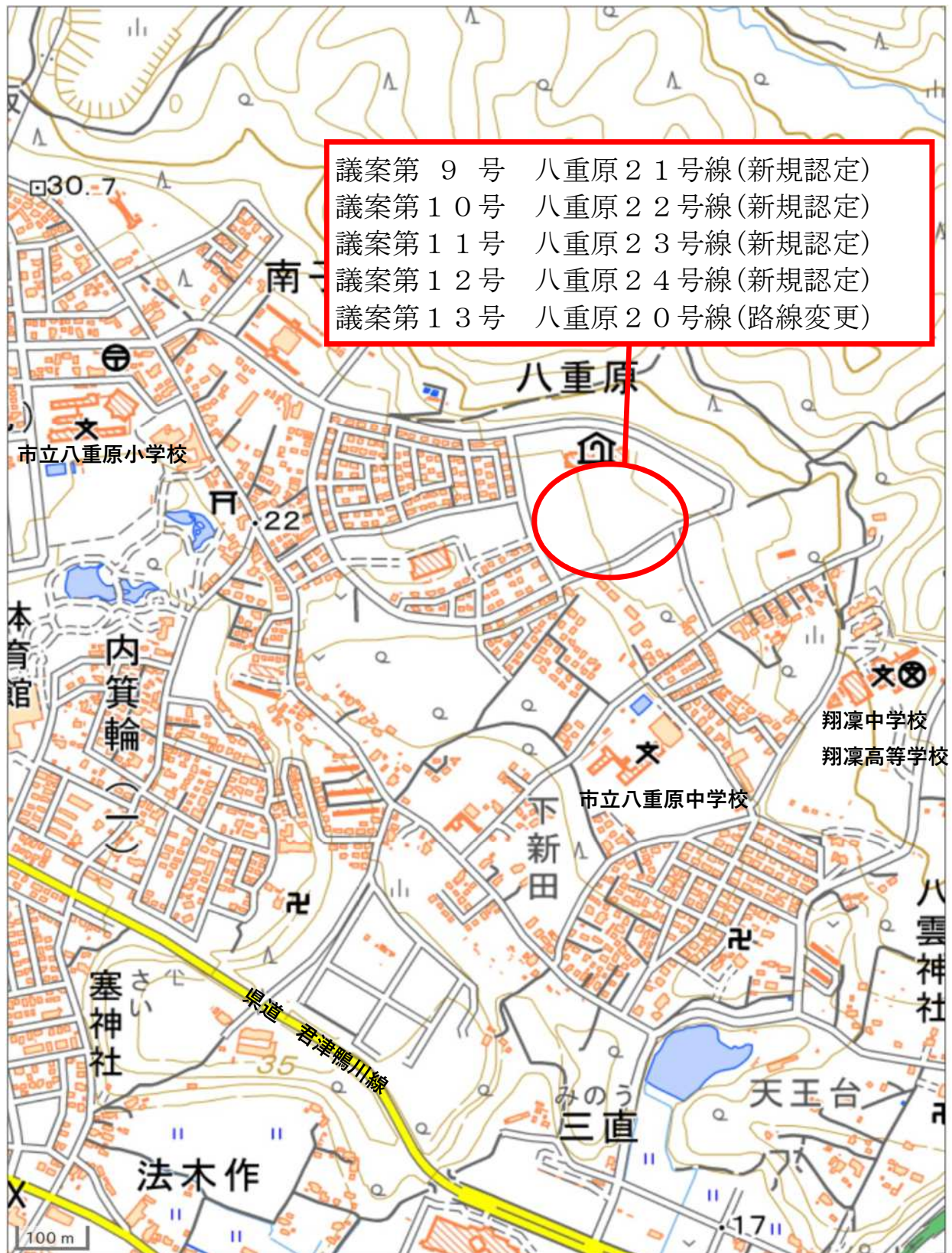
貸付の相手方の概要

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 名 称 | 株式会社 I G N I T I O N |
| 2 | 代 表 者 | 代表取締役 佐藤 吏 |
| 3 | 所 在 地 | 千葉県袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前二丁目 2 9 番地 3 2 |
| 4 | 設 立 日 | 令和 3 年 8 月 2 0 日 |
| 5 | 目 的 等 | (1) 人材育成事業
(2) マーケティングシステムの開拓及びコンサルティング事業
(3) 人材マッチングプラットフォーム事業
(4) ヘルスケア・ウェルネス事業
(5) 貿易事業
(6) 起業家に対する経営支援業務
(7) 食料品等の各種物品の販売及び卸売
(8) 食料品等の各種物品に関するマーケティング及びコンサルティング事業
(9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、障害福祉サービス事業
(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、一般相談支援事業及び特定相談支援事業
(11) 前各号に附帯する一切の事業 |
| 6 | 資本金の額 | 1 2 0 万円 |
| 7 | 従業員等 | 従業員 5 人 |

旧小糸小学校
平面図



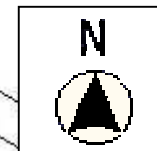
位置図



市道認定路線図



市道変更路線図



変更後終点：
八重原 1 3 3 8 番 1 地先

測点②

議案第 1 3 号 八重原 2 0 号線（路線の変更）

起点 八重原 1 7 2 番 3 0 1 地先

終点 (旧) 八重原 1 3 3 8 番 7 地先

(新) 八重原 1 3 3 8 番 1 地先

延長 (旧) 5 7 . 2 m 幅員：9 . 4 m ～ 1 1 . 5 m

(新) 1 9 9 . 8 m 幅員：9 . 4 m ～ 1 1 . 5 m

測点①

変更前終点：
八重原 1 3 3 8 番 7 地先

起点：
八重原 1 7 2 番 3 0 1 地先



測点①



測点②

君津市税条例新旧対照表

改正案	現 行
(市民税の申告) 第28条 省略 2～7 省略 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。第47条第2項第1号において同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第70条 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資	(市民税の申告) 第28条 省略 2～7 省略 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。第47条第2項第1号において同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第70条 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資

産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) ～(4) 省略

2 省略

(種別割の税率)

第88条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ 省略

(2) ～(3) 省略

(種別割の減免)

第94条 省略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限

産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) ～(4) 省略

2 省略

(種別割の税率)

第88条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は
定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は
は 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 省略

(2) ～(3) 省略

(種別割の減免)

第94条 省略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限

までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3) ～(4) 省略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力（第88条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）

(6) ～(8) 省略

3 省略

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第95条 省略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。））、厚生労働大臣が定めるところ

までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3) ～(4) 省略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力 _____

(6) ～(8) 省略

3 省略

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第95条 省略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。））、厚生労働大臣が定めるところ

により交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) ～(4) 省略

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) 省略

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 省略

により交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は 身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示

するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) ～(4) 省略

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び

有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) 省略

3 省略

5 省略

(特別土地保有税の減免)

第136条の3 省略

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申告書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) ～(3) 省略

3 省略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第144条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法

4 省略

(特別土地保有税の減免)

第136条の3 省略

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申告書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) ～(3) 省略

3 省略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第144条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法

人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) ～(3) 省略

附 則

(法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 7 条の 2 省略

2 ～ 2 2 省略

2 3 法附則第 1 5 条第 3 6 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

2 4 法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

2 5 法附則第 1 5 条第 4 0 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

2 6 法附則第 1 5 条第 4 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

2 7 ～ 2 8 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 7 条の 3 省略

2 ～ 1 2 省略

1 3 市長は、法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 4 9 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 2 項に規定する

人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) ～(3) 省略

附 則

(法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 7 条の 2 省略

2 ～ 2 2 省略

2 3 法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

2 4 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

2 5 法附則第 1 5 条第 4 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

2 6 法附則第 1 5 条第 4 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

2 7 ～ 2 8 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 7 条の 3 省略

2 ～ 1 2 省略

期間内に施行規則附則第 7 条第 1 7 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

1 4 省略

1 5 省略

1 3 省略

1 4 省略

君津市都市計画税条例新旧対照表

改正案	現 行
附 則 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 13～14 省略 15 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、<u>第31項から第33項</u>まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 (法附則第15条第36項の条例で定める割合) 20 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第37項の条例で定める割合) 21 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (法附則第15条第41項の条例で定める割合) 22 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 23 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便	附 則 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 13～14 省略 15 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、<u>第31項から第34項</u>まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 (法附則第15条第37項の条例で定める割合) 20 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第38項の条例で定める割合) 21 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (法附則第15条第42項の条例で定める割合) 22 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 23 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便

性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) ～(6) 省略

性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) ～(6) 省略

君津市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
(課税額) 第2条 省略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。以下この条において同じ。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6 6 万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>6 6 万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>2 6 万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 6 万円</u>とする。 4 省略 (国民健康保険税の減額) 第22条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6 6 万円</u>を超える場合には、<u>6 6 万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>2 6 万円</u>を超える場合には、<u>2 6 万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 省略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金	(課税額) 第2条 省略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。以下この条において同じ。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6 5 万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>6 5 万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>2 4 万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 4 万円</u>とする。 4 省略 (国民健康保険税の減額) 第22条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6 5 万円</u>を超える場合には、<u>6 5 万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>2 4 万円</u>を超える場合には、<u>2 4 万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 省略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金

額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～エ 省略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 省略

2 省略

額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～エ 省略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 省略

2 省略